

務	00	01	5年
(令和9年3月末まで保存)			

運 免 第 9 8 1 号
令 和 4 年 3 月 3 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

指定自動車教習所における仮運転免許事務実施要領の制定について

指定自動車教習所における仮運転免許事務については、「指定自動車教習所における仮運転免許事務実施要領の制定について」（令和3年3月2日付け運免第1095号。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、事務の合理化を図るため、下記のとおり改正するなど所要の整備を行い、別添のとおり「指定自動車教習所における仮運転免許事務実施要領」（以下「要領」という。）を制定し、令和4年4月1日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 改正の要点

(1) 仮運転免許試験の受験機会の拡大（要領第4の1関係）

仮運転免許試験は、12月29日から翌年1月3日までの期間を除いて通年実施できるものとした。

(2) 仮運転免許試験結果の判定方法の変更等（要領第10関係）

仮運転免許試験結果の判定は、青森県電子申請・届出システム等により運転免許課長に關係文書を送付して申請し、判定結果に基づき、指定教習所において仮運転免許証を作成するものとした。

(3) 仮運転免許証の再交付事務の変更等（要領第13関係）

仮運転免許証の再交付は、青森県電子申請・届出システム等により運転免許課長に關係文書により報告した後、指定教習所において仮運転免許証を作成するものとした。

(4) 手作業による採点関係

手作業による採点を行っていない現状に鑑み、当該採点に係る記載を削除した。

(5) その他

所要の文言の修正を行った。

2 仮運転免許事務に係る当面の運用

シールプレスの貸し付けを受けていない指定自動車教習所の当面の運用については、運転免許課長が別途指示する。

担当 運転免許課 試験・教習所係

指定自動車教習所における仮運転免許事務実施要領

第1 総則

1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律105号。以下「法」という。）第99条第1項の規定に基づき指定された自動車教習所（以下「指定教習所」という。）が、法第108条第1項の規定に基づき青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）から委託を受けて実施する仮運転免許事務（以下「仮免許事務」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 運用の準拠

仮免許事務に関しては、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、青森県道路交通規則（昭和35年12月青森県公安委員会規則第12号。以下「県規則」という。）及び別に定めのあるもののほか、この要領に定めるところによる。

3 基本的留意事項

(1) 仮免許事務は、公安委員会が行う事務を法第108条第1項の規定に基づき指定教習所に委託しており、その事務については、受託者の責任において実施するものであるが、公安委員会から全権を委任されたものではないため、公安委員会の指揮監督に従うものとする。

(2) 仮免許事務の委託を受けた指定教習所の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、当該委託に係る事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 仮免許事務

仮免許事務は、委託者である公安委員会と指定教習所で交わした委託契約による次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 仮運転免許（以下「仮免許」という。）申請の受理
- (2) 仮免許に係る運転免許試験（以下「仮免許試験」という。）の実施（仮免許試験の結果の判定を除く。）
- (3) 仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）の作成及び交付
- (4) その他上記(1)～(3)に付随する事務

5 管理責任者等の指定

(1) 管理責任者

- ア 指定教習所には、仮免許事務の管理について総括的な責に任ずる者として、管理責任者を置くものとする。
- イ 管理責任者は、指定教習所を管理する者（管理者）とする。
- ウ 管理責任者は、実施責任者、試験立会人、適性検査員及び補助担当者を指揮監督して、仮免許事務を適正に実施するものとする。
- エ 管理責任者は、仮免許事務に関する実施要領、不適正事案の防止等について、実施責任者、試験立会人、適性検査員及び補助担当者を定期的に指導するものとする。

(2) 実施責任者

- ア 指定教習所には、試験立会人、適性検査員及び補助担当者を指揮監督するとともに仮免許事務を実施する責に任ずる者として、実施責任者を置くものとする。
なお、管理責任者は、実施責任者不在時等には、実施責任者の事務を行うことができるものとする。
- イ 実施責任者は、指定教習所の管理者を直接に補佐する職員（副管理者）とする。
- ウ 実施責任者は、管理責任者の命により仮免許事務に関する実施要領、不適正事案の防止等について、試験立会人、適性検査員及び補助担当者を指導するものとする。

(3) 試験立会人

- ア 指定教習所は、不正受験防止のため、仮免許で運転できる自動車の運転につい

て必要な知識に係る運転免許試験（以下「学科試験」という。）に試験立会人を置くものとする。

イ 試験立会人は、管理責任者があらかじめ指定した技能検定員の中から充てるものとする。

ウ 管理責任者及び実施責任者は、試験立会人を兼ねることができるものとする。

(4) 適性検査員

ア 指定教習所は、仮免許で運転できる自動車の運転について必要な適性に係る運転免許試験（以下「適性試験」という。）を実施する者として適性検査員を置くものとする。

イ 適性検査員は、管理責任者があらかじめ指定した適性検査員認定証（警察本部長が認定したもの。）の交付を受けた者の中から充てるものとする。

(5) 補助担当者

ア 指定教習所には、管理責任者及び実施責任者を補助する補助担当者を置くものとする。

イ 補助担当者は、管理責任者があらかじめ指定した職員の中から充てるものとする。

ウ 補助担当者は、管理責任者又は実施責任者の命により関係書類の作成等、仮免許事務に関する補助事務を行うものとする。ただし、学科試験の立会いはできない。

第2 仮免許事務を行う場所

仮免許事務は、指定教習所の施設において行うものとする。

第3 仮免許事務の対象

仮免許事務は、それぞれの指定教習所の修了検定に合格した教習生（他の指定教習所で修了検定に合格した後、当該指定教習所の教習生になった者を含む。）を対象として行うものとする。

第4 仮免許試験の実施日等

1 仮免許試験の実施日

仮免許試験は、12月29日から翌年1月3日までの期間を除いて通年実施できるものとする。

2 仮免許試験実施日の指定

仮免許試験実施日は、青森県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）が指定するものとする。

3 仮免許試験の実施回数等

仮免許試験は、1日1回実施することを原則とする。ただし、受験者がやむを得ない事由により遅刻した場合、受験者が多い場合など、1回で実施できないときは、都度、運転免許課長の指示を受け対応すること。

第5 申請の受理

1 仮免許試験を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し、申請者本人であることを確認した上で、質問票（規則別記様式第12の2）を交付すること。

2 申請者に、仮運転免許申請書（別記様式第1。以下「申請書」という。）、質問票及び規則第17条、第18条に定める書類を提出させるとともに、その記載事項に誤り、漏れのないことを確認すること。

3 質問票においては、申請者に対し、質問票に虚偽の記載をして提出したときには罰則が適用されることを理解させた上で、正しく回答（記載）するように指導するとともに、口頭により質問票の各項目、氏名等について記載漏れがないかを確認するものとする。誤記等による訂正の申し出があった場合は、新たに質問票を交付して記載させるものとし、誤記等に係る質問票はその旨を明記し、他の質問票と共に封かんするものとする。

なお、質問票の回答内容によっては、公安委員会から当該申請者に別途連絡することがある旨申し添えること。

また、申請者に対する一層のプライバシー保護を期すため、記入済みの質問票は必要最少限の職員によって取りまとめ封かんする等、その管理には十分注意すること。

- 4 質問票の回答欄中、「はい」にチェックがある（誤記を除く。）等の申し出を受けた場合は、当該申請者のプライバシー保護に十分配慮し、運転適性相談等、個別聴取の対象となる旨を説明した上で、速やかに運転免許課長へ連絡し、指示を受けるものとする。
- 5 申請書には、青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成12年青森県条例第101号。以下「手数料条例」という。）に規定する金額の青森県収入証紙を貼付するものとする。
- 6 申請書の免除事由欄には、法第97条の2及び令第34条の5第1項第3号の規定により仮免許試験の一部が免除される者について、その免除事由を指定教習所が記載するものとし、令第34条の5第1項第6号の規定により仮免許試験の一部が免除される者については、免除されることを証明する書類を添付させるものとする。

また、運転免許（以下「免許」という。）を受けている者で、その免許が法第96条第2項に規定する期間に満たない大型仮免許申請者及び法第96条第3項に規定する期間に満たない中型仮免許申請者が、免許の取消し又は失効により、以前に受けていた免許の経歴を加算した者であるときは、その内容を免除事由欄に記載するものとする。

- 7 申請書の受験番号欄に受験番号を付与するものとする。

なお、受験番号は一連番号とし、不正行為等の防止のため受付（申請）順でなく並び替えて付与するものとする。

第6 適性試験

1 適性試験の実施者

適性試験は、学科試験免除者を含めて学科試験の前に適性検査員が実施するものとする。

2 適性試験の科目

適性試験は、規則第23条に定める科目について実施するものとする。

3 適性試験結果の発表

管理責任者又は実施責任者は、適性試験の結果を仮運転免許受験者名簿（別記様式

第2)の適性試験合否欄に、合格基準に達した者については○印、合格基準に達しなかった者については×印を記入するとともに、受験者に適性試験の結果を発表するものとする。

第7 学科試験

1 学科試験の実施者

学科試験は、管理責任者又は実施責任者が実施するものとする。

2 学科試験の立会人

学科試験には、管理責任者又は実施責任者のほか、受験者が50人以内のときは1人、50人を超えるときはおおむね30人に1人の割合で試験立会人を立ち合わせるものとする。

3 学科試験の場所

(1) 学科試験は、不正の防止と公平性が確保でき、かつ、外部からの騒音等が学科試験に影響を及ぼさない教室で実施するものとする。

なお、学科試験を実施する教室には、学科試験に影響を及ぼすような教材等を置かないものとする。

(2) 机、椅子等の配列は、不正の防止と学科試験の実施者及び立会人の通路等を考慮して適切な間隔を確保するものとする。

4 学科試験の時間及び合格基準

(1) 学科試験の時間は、30分とする。

(2) 学科試験問題は、正誤式の文章問題50問とし、合格基準は90パーセント以上の成績とする。

5 学科試験問題等の保管と管理

(1) 学科試験問題（あらかじめ運転免許課長から配付を受けたもの。）及び学科試験答案カード（別記様式第3）は、管理責任者の責任において施錠のある金庫、ロッカー等の保管庫（以下「保管庫」という。）に保管するものとし、学科試験問題については、管理責任者又は実施責任者は、出納の都度、仮運転免許学科試験問題出

納簿（別記様式第4）に必要事項を記入するものとする。

- (2) 管理責任者、実施責任者及び試験立会人は、学科試験問題を漏らしてはならない。
- (3) 学科試験終了時には、学科試験問題の枚数、汚損等の有無を点検した上で回収し、汚損又は破損したものについては、その旨を仮運転免許学科試験問題出納簿に記入するとともに、以後使用しないこととし、使用可能なものと確実に区別して保管庫に保管するものとする。
- (4) 学科試験問題の紛失又は盗難等の事故が発生したときは、直ちに運転免許課長に報告し、事後の措置について指示を受けること。

6 学科試験問題の指定

学科試験に出題する問題は、あらかじめ運転免許課長が交付する1か月分の仮免許試験問題指定表に基づき、管理責任者が保管する学科試験問題の中から出題すること。

なお、仮免許試験問題指定表の保管と管理については、「5 学科試験問題等の保管と管理」に準ずるものとする。

7 学科試験の実施

(1) 受験者の確認及び座席の指定

ア 学科試験実施前に、学科試験を実施する場所の個々の机にカード等により受験者数分の番号を付するものとする。

イ 受験者の申請書、教習原簿を返戻しながら受験者が同一人であることの確認を行い、受験番号と同一の番号に着席させるものとする。

なお、机上に申請書及び教習原簿を置かせ、受験者が申請者本人であるか、指定された座席に着席しているかについて確認するものとする。

(2) 受験上の注意事項の説明

受験上の注意事項については、別紙1により説明を行うものとする。

(3) 学科試験答案カードの配付と記載方法の説明

学科試験答案カードを配付し、その記載方法については、別紙2により説明を行うものとする。

(4) 学科試験問題の配付と学科試験の開始及び終了

- ア 学科試験問題は受験者に問題が見えないよう配付するものとする。
- イ 学科試験は「始め」の合図で学科試験問題を開かせ、一斉に開始するものとする。
なお、あらかじめ室内の黒板等に「開始時刻」及び「終了時刻」を表示するものとする。
- ウ 学科試験の終了時刻の5分前に受験者に対して事前の告知を行い、終了時刻に「やめ」の合図で筆記用具を置かせ、一斉に終了するものとする。
- エ 受験者は、学科試験の終了時刻前に関係書類を提出し、退室することができる。

(5) 関係書類の回収

学科試験が終了したときは、受験者に直ちに学科試験問題、学科試験答案カード、申請書及び教習原簿を学科試験の実施者に提出させるものとする。

なお、これら関係書類の提出を受けた学科試験の実施者は、受験者の確認をするとともに、学科試験問題を回収し、紛失等の防止を図らなければならない。

8 採点の方法

(1) 学科試験答案カードの採点は、管理責任者の指定した場所で、管理責任者又は実施責任者が立会いの上、備付けの採点機により行うものとする。

(2) 採点后、正誤の区別が読み取れないものについては、仮免学科試験採点一覧表と学科試験答案カードを突合し、採点結果を点検するものとする。

なお、採点に誤りがあった場合は、その旨を明らかにしておくものとする。

(3) 上記によりがたい場合は、都度、運転免許課長の指示を受けること。

9 学科試験結果の発表

学科試験の実施者は、仮運転免許受験者名簿における学科試験の結果を受けて合格基準に達した者を発表するものとする。

第8 不正受験発見の場合の措置

学科試験の実施者は、不正の手段によって仮免許試験を受け又は受けようとした者

を発見したときは、直ちにその受験者の仮免許試験を停止するとともに運転免許課長に報告し、事後の措置について指示を受けるものとする。

第9 仮免許証の記載等

1 仮免許証用紙の保管と管理

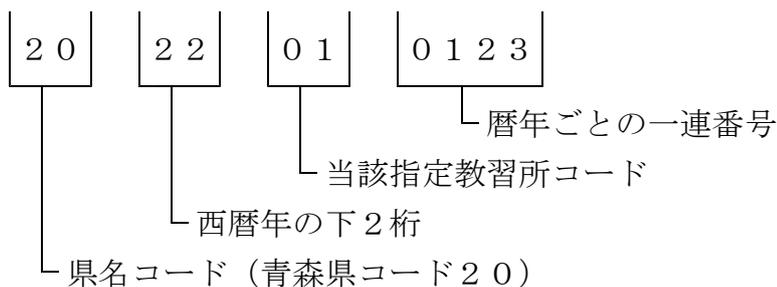
- (1) 仮免許証用紙は、管理責任者の責任において保管庫に保管するものとし、仮免許証用紙の出納の都度、仮運転免許証用紙受払簿（別記様式第5）に必要事項を記入するものとする。
- (2) 仮免許証用紙は、使用の都度、枚数を確実に点検し、誤記、汚損又は破損したものについては、その旨を仮運転免許証用紙受払簿に記入するとともに運転免許課長に返納し、その旨を仮運転免許証用紙受払簿に記入するものとする。
- (3) 仮免許証用紙の紛失又は盗難等の事故が発生したときは、直ちに運転免許課長に報告し、事後の措置について指示を受けるものとする。

2 仮免許証の記載要領

(1) 仮免許証番号欄

仮免許証番号は、次の例により10桁の番号を記載するものとする。

例



(2) 交付年月日欄

交付年月日欄には、実際に申請者に仮免許証を交付する年月日を記載するものとする。

(3) 有効期限欄

有効期限欄には、法第87条第6項に定められた日を記載するものとする。

(4) 仮免許の種類欄

仮免許の種類欄には、「大型仮免許」、「中型仮免許」、「準中型仮免許」又は「普通仮免許」と記載するものとする。

(5) 免許の条件欄

身体障害者又は聴覚障害者で、指定教習所に入所する際に、事前に公安委員会の運転適性相談等を受けている者については、身体障害者適性試験（運動能力）判断結果表又は運転適性相談終了書に記載された免許の条件を記載し、また、その他「眼鏡等」及び「オートマチック車に限る」以外の免許の条件を記載する必要があるときは、運転免許課長の指示を受けるものとする。

3 誤記時の措置

記載を誤ったときは、新たな仮免許証用紙で作成し、記載を誤った仮免許証用紙は汚損用紙として取扱うものとする。

第10 仮免許試験結果の判定等

1 仮免許試験結果の判定

(1) 管理責任者又は実施責任者は、記載した仮免許証用紙を申請書及び教習原簿と照合確認の上、申請書、質問票、仮運転免許受験者名簿、学科試験答案カード及び仮免許証用紙について、

- 関係書類の記載に誤りがないこと
- 質問票の回答欄等に記載誤り及び漏れがないこと
- 質問票の回答欄中の「はい」にチェックをしている者については、運転適性相談等、個別聴取が終了していること
- 仮免許試験受験日が修了検定合格日から3か月以内であること
- 申請書に基づき仮運転免許受験者名簿が作成されていること
- 学科試験の問題番号と結果の採点に誤りがないこと
- 仮免許試験の合格基準に達していること
- 仮免許試験の合格基準に達している者の仮免許証用紙の記載内容に誤りがないこと

等を確認した上で、

- 仮運転免許試験実施結果報告書（別記様式第6）
- 仮運転免許受験者名簿
- 仮免学科試験採点一覧表

を青森県電子申請・届出システム（以下「電子申請システム」という。）等により運転免許課長に送付し、判定の申請を行うものとする。

(2) 運転免許課長は、執務時間内に申請を受理して判定を行い、その結果を電話により通知するものとする。

(3) 仮免許試験に係る関係書類を指定教習所に一時保管する場合は、管理責任者の責任において保管庫に保管し、紛失等のないよう保管管理に万全を期すること。

2 警察本部長刻印の押印

管理責任者は、前記(2)の判定通知に基づき、仮免許証用紙の所定の位置に、押出しスタンプ用シールプレス（以下「シールプレス」という。）により警察本部長刻印を押印し、仮免許証を作成するものとする。

第11 仮免許試験の合格発表及び仮免許証の交付

1 仮免許試験の合格発表は、仮免許試験結果の判定を受けた後、仮免許証の交付によって行う。

2 仮免許証の交付及び仮免許証交付手数料の徴収

仮免許証の交付は、管理責任者又は実施責任者が仮免許試験の合格者に対して直接手渡して行うものとする。この場合において、仮免許試験の合格者から手数料条例に規定する金額の青森県収入証紙を徴収し、仮運転免許証交付手数料納付書（別記様式第7）に貼付するものとする。

3 仮免許証交付時の指導事項

管理責任者又は実施責任者は、仮免許証交付時には、仮免許証交付時の指導事項（別紙3）について説明を行うものとする。

第12 仮運転免許試験実施結果の報告

管理責任者は、仮免許試験を実施したときは、速やかに仮運転免許試験実施結果報告書に次の書類を添付し、運転免許課長を經由して警察本部長に報告しなければならない。

- 仮運転免許受験者名簿（判定結果を記入したもの。）
- 学科試験答案カード
- 仮免学科試験採点一覧表
- 申請書（申請書に添付された書類を含む。ただし、住民票の写しの添付は省略するものとする。）
- 質問票
- 仮運転免許証交付手数料納付書

第13 仮免許証の再交付

管理責任者は、次により仮免許証の再交付事務を行うことができる。

- 1 当該指定教習所の教習生から仮免許証の紛失等による再交付の申出を受けた場合は、仮運転免許証再交付申請書（別記様式第8。以下「再交付申請書」という。）を提出させるものとする。

なお、再交付申請書を受理したときは、申請者から手数料条例に規定する金額の青森県収入証紙を徴収し、同証紙を貼付した仮運転免許証再交付申請手数料納付書（別記様式第9）、仮運転免許証（亡失・滅失）てん末書（別記様式第10。以下「てん末書」という。）を再交付申請書に添付させるものとする。さらに、申請者の住所地が青森県外である場合は規則第21条第3項第2号に定める書類を、汚損等による再交付申請の場合は汚損等仮免許証を添付させるものとする。

- 2 再交付申請書を受理したときは、電子申請システム等により運転免許課長へ再交付申請書及びてん末書を送付するものとする。
- 3 再交付に係る仮免許証の作成、交付に際しては、仮免許証の右上部へ「再交付」と朱書するものとする。
- 4 仮免許証の再交付事務を行ったときは、速やかに再交付申請に係る関係書類により、

運転免許課長を経由して警察本部長に報告しなければならない。

第14 シールプレスの管理等

1 シールプレスの貸し付け

警察本部長は、所定の手続きを経て、指定自動車教習所へシールプレスを貸し付けるものとする。

2 シールプレスの保管と管理

管理責任者は、シールプレスを保管庫に保管し、仮免許証作成時に限り出し入れする等、保管管理に万全を期すること。

第15 実施要領に違背した場合の措置

公安委員会は、指定教習所がこの要領に違背して仮免許事務を実施した場合は、委託契約の解除又は6月以内の期間を定めて委託契約の停止をすることができる。

第16 仮運転免許事務関係書類の取扱い

指定自動車教習所が保存すべき仮運転免許事務関係書類と、その取扱いについて、次のとおり定める。

1 保存すべき簿冊

(1) 仮運転免許学科試験問題出納簿

(2) 仮運転免許証用紙受払簿

(3) 仮運転免許試験実施結果報告書（控）（仮運転免許受験者名簿を含む。）

2 編綴形式

暦年の編綴とする。

3 保存年限

1年とする。

受験上の注意事項

- 1 仮免許学科試験問題は50問で、学科試験の時間は30分であること。
- 2 正誤式の問題であるので、一つの文章を読んでその文章が正しい場合には「正」の方にマークをし、その文章が誤りの場合には「誤」の方にマークをするものであること。
- 3 学科試験の時間内であっても、終了した者は退室できること。
学科試験途中に退室する場合は、学科試験問題、答案カード、申請書、教習原簿を管理責任者又は実施責任者に提出して退室すること。
また、退室した者は、再入室できないこと。
- 4 学科試験中は静かにすること。
- 5 カンニング等の不正行為をしないこと。
なお、不正行為のあった場合は、学科試験を停止して退室させること及び合格点に達しても合格が取消され、運転免許試験が一定の期間受験できなくなることがあること。
- 6 学科試験問題に落書きしたり、記号等を記入しないこと。
また、汚損又は破損しないこと。
- 7 質問等の用件のある場合は、無言で手をあげること。ただし、この場合、解答に結び付くような質問に対しては回答できないこと。
- 8 筆記用具以外の物を机の上に置かないこと。
- 9 携帯電話、スマートフォン等の電源は切ること。

別紙 2

学科試験答案カードの記載方法

- 1 受験年月日、氏名は、正確に記載すること。
- 2 答案カードの裏に交通用語を 1 課題、漢字で記載すること。漢字が分からない場合は、ひらがなで記載すること。
- 3 受験番号、教習所コード、性別、年齢、受験回数等は、説明を聞いて記載すること。
(一つずつ説明する。)
- 4 説明のとおりマークすること。(マークの方法を説明する。)
- 5 正誤どちらかにマークすること。(訂正方法についても説明する。)

仮免許証交付時の指導事項

- 1 仮免許証の記載内容及び有効期限を確認すること。
- 2 路上での運転は、練習目的又は技能検定（試験）以外はできないこと。
- 3 路上での練習は、法令で定める資格を有する指導者を同乗させ、その指導の下に運転しなければならないこと。
- 4 路上での練習中は、仮免許証を携帯しなければならないこと。
- 5 路上での練習中は、自動車の前面と後面に「仮免許練習中」の標識をつけなければならないこと。
- 6 次に掲げるいずれかの事項に該当することとなったときは、運転免許課長又は教習所を經由して運転免許課長に返納すること。
 - (1) 仮免許が取り消されたとき
 - (2) 仮免許が失効したとき
 - (3) 仮免許証の再交付を受けた後において亡失した仮免許証を発見し、又は回復したとき
- 7 仮免許証の記載事項に変更を生じたときは、運転免許課又は最寄りの警察署に届け出て、仮免許証に、変更に係る事項の記載を受けること。届出するときは、次の書類が必要であること。
 - (1) 住所を変更する場合 ～ 住民票の写し又は現住所を確認できる書類
 - (2) 本籍・国籍等又は氏名を変更する場合 ～ 住民票の写し
- 8 「幻覚の症状を伴う精神病」、「発作により意識障害もしくは運動障害をもたらす病気」、「その他自動車等の安全な運転に支障を及ぼす病気」等にかかっている疑いがある場合は速やかに申し出ること。

別記様式第1

- 1、申請者は、太線のわく内だけ記入し、折ったり、曲げたり、汚したりしないでください。
- 2、申請者は、黒又は青のボールペンで記入し、一文字だけ記入してください。
- 3、本籍・国籍等、住所欄は、一文字だけ記入してください。
- 4、記入の内容に誤りがないかどうかを、住民票の写し又は運転免許証とよく確かめてください。

かり うん てん めん きょ しん せい しょ 仮運転免許申請書													
青森県警察本部長殿								おおがた がつ にち 年 月 日					
受験番号													
仮免許年月日		年		月		日		⑱ 受験免種		大型 16	中型 17	準中型 18	普通 19
③ 整理番号		県コード		西 暦		教習所C		一連番号		⑬ 運転練習の方法 指定自動車教習所 都道府県(方面) 自動車教習所名 非指定自動車教習所 個人指導員 その他			
⑥ 生年月日		大正	昭和	平成	年	月	日	⑦ 性別					
⑨ フリガナ		⑧ 氏 名		(氏)		(名)		⑩ 連絡先		自宅・勤務先・携帯 ()			
⑩ 本籍・国籍等													
⑪ 住 所													
免許証番号								⑧ 氏名コード					
免許の条件等								免除事由					

しん せい て すう りよう 申請手数料 のう ふ きん がつ 納付金額	円	写真貼付欄 写真 (のりつけ) 1、申請前6月以内 2、無背景、無帽、正面、上3分身 3、裏面に氏名、撮影年月日を記入
県証紙貼付欄		

第 号
年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

教習所名
管 理 者

仮運転免許試験実施結果報告書

	交付年月日	年 月 日			
実施年月日	年 月 日				
実 施 結 果	仮免許 の種類	受 験 者 数	合 格 者 数	合 格 率	備 考
	大 型				
	中 型				
	準中型				
	普 通				
	計				

仮運転免許証交付手数料納付書

交 付 年 月 日
年 月 日

仮 免 許 の 種 類			
仮 免 許 証 番 号			
納 付 者 氏 名			
納 付 金 額	円	円	円
県 証 紙 ち ょ う 付 欄			

仮運転免許証再交付申請書

年 月 日

青森県警察本部長 殿

氏 名

年 月 日生

本籍・国籍等					
住 所					
現に受けている仮免許証	交 付 者	警 察 本 部 長			
	交付年月日	年 月 日	有効期限	年 月 日	
	番 号	第 号			
	種 類	仮 免 許			
	免許の条件				
再 交 付 を 申 請 す る 理 由					
返納免許の有無	有・無	遺失等 届 出	有・無	確認者	

備考 本籍・国籍等欄には、日本の国籍を有する者は本籍を、その他の者は国籍等を記載すること。

仮運転免許証再交付申請手数料納付書

青森県警察本部長 殿

年 月 日

氏 名		納付金額	円
県 証 紙 ち ょ う 付 欄			

仮運転免許証（亡失・滅失）てん末書

年 月 日

青 森 県 警 察 本 部 長 殿

氏 名

住 所		
生 年 月 日		
連 絡 先		
亡失（滅失） 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分までの間	
亡失（滅失）の 場所（区間）等		
亡失（滅失）した 仮運転免許証	交 付 者	警 察 本 部 長
	交付年月日	年 月 日
	種類・番号	仮 免 許 第 号
亡失（滅失）の 状 況		
届 出 の 状 況		
過去3月以内の 違反・事故歴		
再 交 付 の 回 数		
<p>私は、運転免許証を2通持つことが禁止されていることや、亡失した運転免許証を発見したときは、速やかに返納しなければならないことは知っているもので、これに違反しないことを誓います。</p>		